

会議等での第3次人権総合推進指針への意見・質問等

ページ	該当箇所	意見・質問等の内容	意見・質問等に対する対応	会議名
表紙	表紙	・策定年月日，芦屋市を入れるべきでは	・「平成28年3月 芦屋市」を入れます。	第2回幹事会 (H27.11.12)
		・他の計画等と年月，芦屋市の表示位置を統一すべきでは。	・パブリックコメント用には，（素案）を（原案）にし，平成27年12月 芦屋市 に統一します。	第4回本部会議 (H27.11.20)
	表紙の裏	「芦屋市市民憲章」を表紙の裏に記載すべきでは。	・「芦屋市市民憲章」を表紙の裏に記載します。	第4回本部会議 (H27.11.20)
もくじ	・「指針の構成」	・「指針の構成」 → の意味がよくわからない。第3章，第4章もひとくくりか。第6章の推進体制は枠の外か？	・表の体裁を見直します。懇話会委員より，目次だけでなく，表があった方が見やすいとの意見があったため，表は残します。	第2回幹事会 (H27.11.12)
2	1-1 策定の趣旨と目的	・下から9行目 「第4次芦屋市総合計画」（平成23年（2011）年度～とあるが，本指針は後期基本計画に対応しているとの説明であったが，後期計画の記載がないが	・「第4次芦屋市総合計画 後期基本計画」（平成28（2016）年度～32（2020）年度）に改めます。	第2回懇話会 (H27.10.26)
		・一番下の行 「この指針の趣旨に沿った取組を強く期待します。」誰が，誰に期待するのか？違和感がある。	・この指針の趣旨に基づき施策・事業の展開については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」の意見や助言を受けながら，施策の一体的・総合的な推進を図るとともに，人権教育・人権啓発事業の推進については，市はもとより，市民，事業者，団体等，さまざまな主体の参画と協働のもとに進めることが大切です。 … に改めます。	第2回幹事会 (H27.11.12)
		・下から3行目 「人権教育・人権啓発事業の推進については，」の文言が上の文と重複しており，必要ないのでは？		第4回本部会議 (H27.11.20)
3	1-2 国際社会とわが国における取組	・下から8行目 障がい者にとっても「成年後見制度開始」「バリアフリー新法」は重要であるので，「障がい者」も加えてほしい	・「また，高齢者については，」を「また，高齢者及び障がい者については，」に改めます。	第2回懇話会 (H27.10.26)
		・下から9行目 福祉では「障がい者」は「障がいのある人」に表現を統一している。	・「高齢者及び障がい者」を「高齢者及び障がいのある人」に改めます。	第2回幹事会 (H27.11.12)
		・「日本国憲法」の記述が抜けているのでは？	・P10 2-1 人権の基本理念 本文1行目に追加します。	第3回本部会議 (H27.11.5)
4	1-3 芦屋市における取組	・下から11行目 平成22（2010）年に策定した「芦屋市の国際交流のあり方について[提言]」では，提言のため，策定はおかしいのでは？	・平成22（2010）年に提言を受けた「芦屋市の国際交流のあり方について」では，に改めます。	第4回本部会議 (H27.11.20)
10	2-1 人権の基本理念	・本文12行目「持続可能な開発」用語解説が必要では？	・用語解説に追加します。環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ，環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つもの。	第4回本部会議 (H27.11.20)

会議等での第3次人権総合推進指針への意見・質問等

ページ	該当箇所	意見・質問等の内容	意見・質問等に対する対応	会議名
11, 13	女性の人権と子どもの人権	・現状と課題について、「女性の人権」は市の取組から始まり、「子どもの人権」は国連の取組から始まっている。不整合では。	・全体の整合性を確認します。「子どもの人権」について、説明文を所管に再度確認して、修正しました。	第3回本部会議 (H27.11.5)
12	グラフの設問の文言が切れている	・P12の女性グラフ, P15の子どものグラフ	・グラフを修正します。	第1回幹事会 (H27.11.2)
	3-1 女性の人権	・デートDVについて記述を加えるべきでは。	・女性の人権の項目に、デートDVについて記述を加えます。	議会所管事務調査 (H27.12.2)
14	3-2 子どもの人権	・グラフ 解説文が2行にわたる場合、2行目が中央寄せになって見にくい。	・解説文が2行にわたる場合、2行目を右寄せに修正します。※以降のページの文言も、右寄せにします。	第2回幹事会 (H27.11.12)
		・保育所待機児童については、アンケートの記述もなく、子どもの人権課題としては、不要ではないか。	・子どもの人権から「待機児童」の記述を削除します。	第3回本部会議 (H27.11.5)
15		・方向性 5番目の○の項目が、障がいのある人の人権の3番目の項目と重複している。	・方向性 5番目の○の項目を削除します。	第2回幹事会 (H27.11.12)
16	3-3 高齢者の人権	・老人クラブでは、活性化委員会を設置して、会員数の増加を図っているが、生活困窮者など9割の高齢者の生活実態が把握ができていない。中々、増加の手立てが打てない	・個々の方の生活実態となると、把握が困難ですが、圏域ごとに、要援護者を台帳として整理しているので、概括的な情報を交換はできると思います。	第2回懇話会 (H27.10.26)
		・人間の尊厳から、終末期の緩和ケアについて、世界的に見て、日本の対応が遅れていると聞くと、指針に盛り込まなくていいのか？	・尊厳死の問題は、各個別の計画（介護や医療の計画）でも、まだ、掲載していません。今後の検討課題にしたいと考えます。	第2回懇話会 (H27.10.26)
17	3-3 高齢者の人権	・方向性 2番目の○ 高齢者を地域で見守り支援する体制に「自治会、自主防災会、民生児童委員など」具体的な団体名を入れてはどうか。また、災害時の緊急要援護者の把握については、個人情報保護の観点から進んでいないのでは、という課題もあるがどうか。	・自治会など具体的な団体名を入れ、支援者のメンバーがわかる表現にします。また、災害時の緊急要援護者についても、進めているところです。	第2回懇話会 (H27.10.26)
		・方向性 2番目の○ 自治会、自主防災会、民生児童委員のあとに「など」がいるのでは。	・「自治会、自主防災会、民生児童委員など」に改めます。	第2回幹事会 (H27.11.12)
20	3-5 同和問題	・格差が改善されました。とあるが、教育・啓発が抜けているのでは？	・「特別措置法」*用語解説を加えるとともに、「差別意識の解消に向けて教育及び啓発も様々な取組のもとに推進されてきました。」の文言を加えます。	第4回本部会議 (H27.11.20)

会議等での第3次人権総合推進指針への意見・質問等

ページ	該当箇所	意見・質問等の内容	意見・質問等に対する対応	会議名
22	3-6 外国人の人権	・上から3,4行目 住民登録をしている外国人のデータ 平成25年度末になっている。最新に変更したほうがいいのでは	・平成26年度末のデータに更新します。	第2回懇話会 (H27.10.26)
		・上から8行目 在住外国人への情報提供に広報紙の要約版である「コスモネット」を入れてはどうか	・所管課に確認 他の情報ツールもあるので「コスモネット」については加えません。	第2回懇話会 (H27.10.26)
		・(平成21(2008)年度末1,808人, 306人減少) 減少理由等の記述がないので, 記載する意味がないのでは?	・減少理由が特定されないため, 理由を記述していません。この分を削除します。	第4回本部会議 (H27.11.20)
		・記述が在住外国人からの視点ではない。在日韓国・朝鮮人, ニューカマーの問題を記述すべきか?	・本市の特徴的な事実関係の裏付けのデータ・資料がないため, 記述しません。	第3回本部会議 (H27.11.5)
		・登録数が減っているが, 住みにくい等何か原因があるのか?	・H24.9改正住民基本台帳法により, 短期滞在者(3か月未満)の登録が不要になったこともあるが, 300人減少した原因が特定できませんでした。	第3回本部会議 (H27.11.5)
23		・方向性 4番目の○ 在住外国人の市政参加と表現すると, 参政権を与えたととられるのではないか。	・在住外国人の市民参画を推進します。に改めます	第2回幹事会 (H27.11.12)
24 25 27	新たに課題として加えた項目について	・記述が少ない。3-8, 3-9は新規項目なので, レイアウトの工夫をすべきでは。	・新たな項目については, 現状と課題を市民に周知できる効果もあるので, できるだけ多くの情報を記述し, 見やすいように, レイアウトを工夫します。	第2回懇話会 (H27.10.26)
25	3-9 刑を終えて出所した人の人権	・方向性 地域社会など周囲の人びとの理解と協力を深めるための 理解は深めるが, 協力を深めるという表現はおかしいのでは	・地域社会など周囲の人びとの理解を深め, 協力をいただくための啓発活動を充実していきます。	第1回幹事会 (H27.11.2)
		・記述が少ない。	・保護司の活動等を地域福祉課に確認して記述を増やすなど多くの市民の方に「刑を終えて出所した人の人権」について理解いただけるよう内容を充実します。	第1回幹事会 (H27.11.2)
		・「社会を明るくする運動」や保護司等活動団体も盛り込むべきでは。また, 団体に連絡し, 今後, 協力いただくためにも, 団体の意見を聞くべきでは。		第3回本部会議 (H27.11.5)
26	3-10 情報化などに伴う人権侵害	・方向性 2番目の○ 市民における情報に対する理解や取扱いの能力(情報リテラシー), また情報メディアに対する理解や取扱いの能力(メディアリテラシー)について, これらをも高める方策を検討します。具体的にどのようなことをするのか?	・情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについても理解を深めていく教育・啓発活動を進めていきます。に改めます。	第2回幹事会 (H27.11.12)
		・「忘れられる権利」という聞きなれない言葉の意味は?	・用語集で解説します。インターネットにおけるプライバシーの保護のあり方として登場した新しい権利。インターネットは爆発的な速度で情報を拡散し, 半永久的に記憶する。このことが深刻なプライバシー侵害を引き起こすことがある。個人が管理者に対して, 個人データを削除させる権利, 当該データのさらなる拡散を停止させる権利。	第3回本部会議 (H27.11.5)

会議等での第3次人権総合推進指針への意見・質問等

ページ	該当箇所	意見・質問等の内容	意見・質問等に対する対応	会議名
27	3-11 性的少数者の人権	・人権協では、性同一性障害を「性的違和」に文言を置き換えている。徐々に、変更していったらどうか。	・性的少数者の記述について、市民の方にわかりやすいように表現を工夫し、改めます。	第2回懇話会 (H27.10.26)
		・性的少数者についての説明がない。また、性同一性障害の「害」はひらがな表記か？性的指向にLGBTをカッコ書きにして入れる方がいいのでは。		第4回本部会議 (H27.11.20)
		・方向性の2つ目 「性同一性障害や性的指向を持つ人が」を「多様な性的指向を持つ人が」に表記すべきでは？		第4回本部会議 (H27.11.20)
		・性的少数者としながら、性同一性障害のこのことのみ、記述してある。LGBT（性的指向）についても、書くべきでは。		第3回本部会議 (H27.11.5)
28	3-12 その他の人権問題	・非正規労働者は人権問題か？誤解を招くのでは。	・「非正規雇用者の増加などに伴う格差や貧困の拡大、長時間労働」に表現を改めます。	第3回本部会議 (H27.11.5)
		・貧困の問題も人権課題として記述すべきか？	・その他の人権問題で触れます。	第3回本部会議 (H27.11.5)
		・「～重層的、複合的な差別が続いてきました。」の表現がわかりにくい。	・用語集で解説します。重層的＝複数の差別が単に蓄積した状態、複合的＝差別が互いに絡み合い、複雑に入り組んでいる状態	第3回本部会議 (H27.11.5)
		・「アイヌの人々」「北朝鮮当局による拉致問題等」をその他の人権課題に加えるべきでは。	3-1～11の項目以外の主な人権課題として、「アイヌの人々」「北朝鮮当局による拉致問題等」の記述を加えます。	議会所管事務調査 (H27.12.2)
31	4-5 その他の場や機会	・方向性の3つ目「パブリシティ」用語解説が必要では？	・パブリシティの文言を削除し、「特徴あるイベントで各種のマスメディアを効果的に活用します。」に改めます。	第4回本部会議 (H27.11.20)
32	5-1 職員の意識向上	・最終行 人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組む必要があります。必要がありますでは、受け身の姿勢にとられるのではないか。	・人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組んでまいります。に表現を改めます。	第1回幹事会 (H27.11.2)
35	6-1 事業計画の策定と評価	・上から5行目「指標と目標値」の後に（次頁参照）を入れてはどうか	・「指標と目標値」の表を削除します。	第2回懇話会 (H27.10.26)
36	各個別課題の目標値の達成度の記述について	・P36の「指標と目標値」を削除するのであれば、目標値の達成度の記述についても不要ではないか	・指針であるため、具体的な数値は掲載しないため、各個別課題の目標値の達成度についても、削除します。	第1回幹事会 (H27.11.2)
	巻末に用語解説が必要	・第2次の指針には用語解説があった、第3次の素案にはない。	・用語解説と資料を巻末に追加します。	第1回幹事会 (H27.11.2)

会議等での第3次人権総合推進指針への意見・質問等

ページ	該当箇所	意見・質問等の内容	意見・質問等に対する対応	会議名
削除	・「指標と目標値」	・指針の中に、「指標と目標値」の表を入れる必要があるのか？	・指針であるため、具体的な数値は掲載しません。別途、「人権施策に関する進行管理調書」と共に「指標と目標値」を設定して、管理します。	第2回懇話会 (H27.10.26)
削除		子どもの人権について 家庭児童相談件数 目標値の積算根拠は？数値が概数でなく586件と細かい数値になっている。また、増加するとする、この数値指標としてOKか？	・表を削除します。（参考）数値の根拠は、年平均増加件数、約30件×6年を見込み積算。また、児童虐待は潜在的な部分があるので、相談件数はいったん増加して、減少していく社会を目指す。	第2回懇話会 (H27.10.26)
削除		・障がいのある人の人権について 計画相談支援事業利用人数の目標値の8,331人/年の根拠は？1,608人から大幅増になっているが。法律上、やらなければならないことを、指標にしているものか？	・表を削除します。（参考）延べ利用人数。見込値を積算し、増加割合1.27をかけた数値のため、5倍の数値になっている。	第2回懇話会 (H27.10.26)
全体	・漢字の表記 ・など、等の使い分け	・「おこなう」が漢字、ひらがなで混じっている。 ・など、等が混在している。	・「行う」に統一します。 ・法令用語は「等」を使います。公用文で「等」が硬い感じを与えられと思われるときや、「等」を「など」と読むときは「など」と書きます。	第2回幹事会 (H27.11.12)
全体	・法律等の表記について	・法律の表記が正式名称であったり、略称であったり統一が取れていない。	・最初の表記時に、正式名称で記載し、カッコ書きで略称を表記し、以降、略称表記に統一します。	第4回本部会議 (H27.11.20)
全体	・指針冊子の配布範囲は	・完成した第3次人権総合推進指針冊子の配布範囲は？	・関連団体への冊子の配布、閲覧コーナーへの配架、要約分の広報紙の掲載、市ホームページにアップするなど、基本的にすべての市民が見ることができるようになります。	第2回懇話会 (H27.10.26)